平成２２年（フ）第１５８号
千葉県市原市五井5250番地２　ツユザキ荘
債務者　飯塚　早苗
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７２号
千葉市稲毛区天台６丁目12番17―601号
債務者　森山　政子
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１９６号
千葉市美浜区真砂２丁目４番４棟304号
債務者　佐々木キヨ
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６号
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒360番地２　恵美酒マンション112号
債務者　内藤　直子（旧姓浅見）
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６６号
兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀1567番地の５、従前の住所兵庫県高砂市伊保東２丁目４番40―３号
債務者　芳本カズ子
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７１号
兵庫県姫路市土山４丁目５番11号土山借家
債務者　河原　光雅
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０５号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北１丁目487番地33　パールハイツ201号室
債務者　井神　正人
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０６号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北１丁目487番地33　パールハイツ201号室
債務者　井神　智恵
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１１２号
兵庫県姫路市大塩町89番地４
債務者　奥野　明子
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３９号
長崎県佐世保市大塔町635番地　第２コーポ原102号
債務者　坂本　信一
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第５号
大分県玖珠郡九重町大字引治８番地
債務者　衛藤　義勝
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第６号
大分県玖珠郡九重町大字引治８番地
債務者　衛藤たくえ
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第１１号
大分県玖珠郡玖珠町大字大隈559番地の１コーポ白石15号
債務者　柴山　健一
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第１３号
大分県玖珠郡玖珠町大字山田331番地の２町営エコ・タウン今村１Ａ07号
債務者　堀　　救子
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第１４号
大分県日田市大字渡里135番地４セジュールＭＡＲＵＨＥＩ　Ｂ205
債務者　一安　健治
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第２６号
北海道苫小牧市高砂町２丁目４番15―102号
債務者　高田　浩二
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３３号
北海道苫小牧市日新町４丁目２番８―501号
債務者　中村　信也
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３４号
北海道苫小牧市日新町４丁目２番８―501号
債務者　中村　真喜
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部